

經濟產業大臣

枝野 幸男 殿

意見・問題提起

平成24年4月4日

東海村長 村上達也

政権の中枢にあって日夜国家国民のためにお働き頂きありがとうございます。そのようなご多忙極まる中、時間を割いて頂き真に感謝にたえません。

さて、私は福島原発事故発生以後、村民の命そして故里を守るためには、東海第二原発と今後どのように付き合い対処すべきかを考え続けてまいりましたが、その結論は言うまでもなく、福島への二の舞は絶対に避けなければならないということでもあります。

日本原電は津波対策、電源確保対策等の強化を図っています。それ自体は評価できますが、根本的に原発事故を防止するにはそれでは十分とは思われません。問題は、政府や電力業界の考え方や姿勢にあるのではないかと思量されます。これが改革されない以上、私たち村民はおろか、周辺自治体の住民の安全は確保されないとの結論に至りました。

そこで、私の意見・問題提起を以下のとおりまとめましたので、ご検討のほどお願いいたします。

平成24年4月4日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

東海村長 村上 達也

I. 東海第二原発は永久停止、廃炉にしてもらいたい。

- ・ 日本原電（株）の東海第二原発は、全国の原発の中で最も人口密集地帯にあり、しかも茨城県の産業、行政の中心地にあり、福島の大事故が生じた場合の被害は天文学的。
- ・ 30Km 圏 100 万人の避難は現実的に困難。
CF: 茨城県知事の県議会答弁「県内にあるバスを総動員しても 1 回に 24 万人しか搬送できないため、一斉に避難させるのは不可能」
- ・ 小さな日本原電（株）の賠償能力にいたっては無いに等しい。
- ・ 茨城県沖を震源とする大地震・大津波の発生可能性の指摘あり。
- ・ しかも運転開始後 34 年目の老朽原発。
⇒ 以上は、東海第二原発と同じく 1978 年に運転を開始し、既に廃炉を決めた浜岡 2 号炉と同じような状況。
- ・ 3/23 現在、茨城県内 11 の市町議会と 5 人の首長が廃炉を要求している。

II. 「脱原発依存」政策の行程表、そして廃炉基準を早急に明示願いたい。

- ・ 「原子力発電への依存度をできる限り低減させること」との国の基本方針を早急に具体化し、原発の数を漸減させる計画を明示していただきたい。
- ・ その際、老朽化の度合いや立地条件（地震・津波などの自然条件、人口密集・社会経済の中心などの社会条件）を総合評価し、リスクが高く地域住民が容認できないものから廃炉すべきである。
- ・ これらは、立地地域自治体にとっても重要関心であり、さもないと住民への説明、将来設計ができない。
- ・ 廃炉によって、多くの立地地域が短期的には財政的に大きな影響を受けるので、緩和策として、過去の「旧産炭地振興臨時措置法」のような支援策を考えてはどうか。

III. 「脱原発依存」政策の推進のためには、エネルギー政策の中での原子力の位置付けを「基幹電源」から「補助電源」へ変更すべきである。

IV. 責任の所在が不透明な国策民営の原発政策から、国が法律上責任を持つ事業体制に改革するため、日本原電（株）の再構築が必要。

- ・ 「脱原発依存」や核燃料サイクルの凍結、そして何よりも原発のリスクの甚大さを考えれば、もはや、原発は通常の民間事業では成立し得ない。電力会社の都合にあわせた総括原価方式による国民へのコスト転嫁も、もはや許されない。
- ・ 日本原電（株）は、原発のパイオニア企業として設立されたが、敦賀1号炉は42年を経過し廃炉は必至、3、4号炉の増設も困難。今の姿での存続は難しい。
- ・ 原発の安全性を可能な限り高めつつ「脱原発依存」政策を遂行するため、国が原発経営に一定の関与をする法律を制定し、全国の原発の運転や廃炉、使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理等を日本原電（新生「げんでん」）に集約してはどうか。

V. JAEA核燃料サイクル工学研には高レベル放射性廃液が約400 m³あり、東海第二原発の建屋内の燃料貯蔵プールには2,000体の使用済核燃料が保管されている。

これらの安全対策に万全を期すことは勿論、ガラス固化や乾式キャスクへの収納を早期に進めるとともに、これらの最終的な処理処分の方針を明らかにしてもらいたい。

VI. 東京電力の解体、発送電・配電分離を早期に具体化することが、日本のエネルギー政策改革のキーポイントである。明確なご判断を願いたい。

- ・ 東電の電気料金値上げ要求は、従来のみでは受け入れがたい。

VII. 東海村が構想している「原子力センター構想（仮称）」へのご理解とご支援をお願いしたい。

- ・ “東海村らしさ”（パイオニア、大事故を経験）を活かした、原子力に関するサイエンスと人づくり等の拠点として世界に貢献する「COE」を目指す。
- ・ 原子力科学の新たな展開、原子力安全・福島貢献等の負の課題の解決の先導、これらを支える人材育成と国際的なまちづくりを進めていく。

以上

東海村の自治の基本ルールを定める

東海村自治基本条例

“村民自ら考え、自らが決め、そして自らが責任を持って行動する”という地方自治の精神に基づき、誰もが協働し、参画できる、村民による自治を実現するための規範を定めた「東海村自治基本条例」が6月議会で可決、制定されました。今回はその概要について紹介します。なお、条例の施行日は10月1日です。今後は、住民説明会等を実施しながら、周知に努めていきます。



●問い合わせ 自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1272)

自治基本条例は「みんなのルール」を定めた条例です

自治基本条例は、「住民が主役のまちづくり」を目指すための「みんなのルール」を定めたものです。東海村の“地域課題”にどのように対応していくか、また、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、「自治のあり方」を表しています。

自治基本条例の内容は大きく4つに分かれています

前文

総則

●第1章●	目的	(第1条)
	条例の位置付け	(第2条)
	用語の定義	(第3条)
	まちづくりの基本的な考え方	(第4条)
	自治の基本原則	(第5条)

自治運営を担う主体の役割等

●第2章●	村民の権利と役割 (第6条～第8条)
●第3章●	地域自治 (第9条～第11条)
●第4章●	村議会の責務 (第12条～第15条)
●第5章●	村の執行機関の責務 (第16条～第21条)

村政運営の基本事項

●第6章●	村政運営 (第22条～第28条)
●第7章●	住民投票 (第29条・第30条)
●第8章●	自治基本条例推進委員会 (第31条)
●第9章●	条例の見直し (第32条)

用語の定義

条例で使用されている用語の意味

- 住 民 村内に住んでいる人
- 事業者等 村内で働いている人や学んでいる人、村内で事業を営んでいるまたは活動している個人・法人とその他の団体
- 村 民 住民と事業者等
- 村民組織 村民により自主的に形成され、まちづくりのための多様な活動を行う組織
- 村 村議会と村の執行機関で構成する地方公共団体
- 村の執行機関 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- まちづくり 活気のある、明るく住みよいまちにするための事業や活動
- 自 治 村政に村民が参画し、その意思と責任に基づいた村政が行われること、また地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進すること
- 協 働 まちづくりのために、村民と村とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で協力し、共に考え行動すること
- 自治会 一定の地域的区画内における生活環境の課題解決または共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理に当たる村民組織
- 地域自治 自治会の区域内において、自治会が自主的、自立的に活動し、地域のまちづくりを推進すること

自治基本条例を制定する目的

- 東海村の自治の基本的な原則や、村民と村がまちづくりにおいてそれぞれどのような役割を担っていくかを明らかにする
- 地域自治や村政運営の基本的な事項等を定めることで、村民主体のまちづくりを協働で推進していく

自治基本条例は自治とまちづくりの基本原則を定めた最高規範

条例は次のように位置付けられ、順守されます。

自治基本条例は、村の自治の基本原則とまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範です。村民や村は、この条例を誠実に順守するとともに、村は、他の条例や規則等の制定、改廃をする場合、この自治基本条例の内容に即し、整合性を図っていきます。

村民と村で目指すまちづくり

村民と村は、次のようなまちづくりを推進していきます。

- 安全・安心して暮らせるまちづくり
- 男女共同参画社会を実現するまちづくり
- 未来を担う子どもたちの健全育成を図るためのまちづくり
- 美しく住みよいまちを未来に継承するための環境に配慮したまちづくり



4つの基本原則に基づいた自治の推進

村民と村は、次の4つの「自治の基本原則」に基づいて、協働して自治を推進していきます。

【自治の基本原則】

- ①村民主体の原則 まちづくりの主体は村民
- ②情報共有の原則 村政に関する情報を共有する
- ③参画と協働の原則 村民が積極的に村政に参画し、村民同士または村と協働して、より責任のある役割を担っていく
- ④補完性の原則 自助・共助・公助の考え方にに基づき、村民と村がそれぞれの役割分担の下で協働していく

自治基本条例の概要

自治基本条例にはこんなことが書いてあります。

住民と
事業者等

「村民」のこと

権 利

- まちづくりに参画する権利
- 村政の計画や政策について、着想段階から参画し、意見を述べる権利
- 村政についての情報を知る権利
- ※権利を行使しないことで、差別を受けるわけではありません。



【第6条】

役 割

- 村と協働で、地域社会の発展に寄与していく
- 互いの活動を尊重する
- 自らの行動と発言に責任を持つ
- ※村内で働いている人や学んでいる人、事業を営んでいる人など(事業者等)も地域社会の一員として、地域の活動に参画していく役割があります。

【第7条・第8条】

村民の務め

村民が自主的に形成した組織

- 村民組織を尊重する…村民は、まちづくりを推進する主要な担い手である村民組織を尊重し、守り育てていきます。なお、村は村民組織の自主性と自立性を尊重し、必要な支援を行っていきます。
- 地域自治を推進する…村民は、地域の特性と自主性が活かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを実現するため、4つの基本原則(3ページ参照)に基づいて、地域自治の確立を目指します。
- 自治会活動を推進する…住民は、自治会の役割を理解し、積極的に加入し、可能な分野で持てる能力を発揮していきます。また、自治会への加入を促進するために、村と共に必要な環境を推進していきます。



【第9条～第11条】

「村議会」のこと

役 割

- 村民の代表機関として、村民の意思を的確に反映する
- 村の執行機関の活動を監視、評価することで、適切な行政運営を確保していくとともに、政策の立案や提言内容を充実させるための調査研究活動を行っていく

【第12条】

村議会の務め

- 開かれた議会にする…会議や委員会等を積極的に公開するとともに、議会活動を村民に説明するなど、情報を共有し、開かれた議会にしていきます。

【第13条】

議長、議員の務め

議長の務め

- 公正・中立な立場で職務を遂行し、円滑で効率的に議会を運営していく

議員の務め

- 村民の意向把握や情報収集に努め、村民全体の利益を優先した政策を提言する
- 公正かつ誠実に役割を遂行し、村民の信託に応える
- 議会の役割を自覚し、自己研さんに努める



【第14条・第15条】

「村の執行機関」のこと

村長、教育委員会、
選挙管理委員会、
監査委員、農業委
員会、固定資産評
価審査委員会

役割

- 条例、予算、議会の議決に基づいた事務や法令、規則に基づいた事務を適正に管理し、執行していく
- 効率的かつ機能的な行政を組織し、最小の経費で最大の行政効果を上げていく
- 職員を適切に指揮監督し、職員の能力向上を図っていく

【第17条】

村の執行機関の務め

- 説明責任…村政の立案、実施、評価の段階で分かりやすい説明をするとともに、村民からの質問や意見、要望等に速やかに回答します。
- 計画的に財政を経営する…計画的な財政経営を図り、効率的かつ効果的な行政運営を行い、財政の健全化の確保に努めます。

【第18条・第20条】



村長、職員の務め

- 村長の務め
- 公正かつ誠実に村政を運営する
 - 自治基本条例の理念に基づいて、村の計画や政策の策定、実施、評価をしていく
- 職員の務め
- 村民のために、公平・公正、そして誠実に職務を遂行していく
 - 職務の遂行に必要な知識と能力を向上させる

【第16条・第21条】

村政運営の進め方

- 村民との協働…村政に関する計画や政策において、着想段階から村民が参画することを促進し、村民と協働で村政を運営していきます。また、協働の考え方や役割分担を村と村民で明白にし、相互理解と信頼関係を構築します。
- 危機管理体制…原子力事故や自然による災害に備え、地域防災計画等を策定するとともに、体制を整備します。また、災害に備え、村民や関係機関と協力、連携、相互に支援していきます。※災害時、村民は自らを守る努力をし、協力して災害に対応していきます。
- 意見の公募…重要な計画や政策を策定・変更する際は村民の意見を聴取します。また、村民の意見を尊重するとともに、結果を公表します。
- 情報の公開…村政情報の適切かつ速やかな公開に努めます。
- 個人情報の保護…村民の個人情報に関する権利を保障するとともに、適正に管理します。
- 総合計画…自治基本条例の理念に基づいた総合計画を策定し、計画的に村政を運営します。また、計画策定における村民の参画を保障します。



【第22条 ~ 第28条】

住民投票の実施

- 住民投票…住民の意思を確認する必要がある場合、村議会の議決を経て、住民投票を実施します。また、その結果を尊重します。
- 住民投票の発議と請求…住民(選挙権がある人)は、住民投票を行うことを村長に請求できます。また、村議会議員は、住民投票を規定した条例の発議ができます。

【第29条・第30条】

条例の見直し

- 自治基本条例推進委員会の設置…村長は、自治基本条例推進委員会を設置して、条例の実効性を確保します。
- 条例の見直し…村は、この条例が、常に社会の変化に対応したものであるかを検証し、必要に応じて改正します。

【第31条・第32条】

※「東海村自治基本条例」の全文は広報とうかい(8月10日号)に掲載予定です。

知っていますか？ 私たちの水について④

私たちが何げなく使っている水道——蛇口をひねればいつでも水を使うことができます。シリーズで紹介する4回目(最終回)は水道事業の経営状況と課題解決に向けた財源確保の必要性についてお伝えします。

水道事業の経営状況

安定した水を供給するためには、さまざまな課題があります。水道事業の財政収支は、現在どのような状況にあるのでしょうか。

赤字経営の水道事業

		年度別財政収支					(千円)
項目	年度	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (予算※1)	平成24年度 (予算)
収益的 収入	給水収益	523,225	562,478	579,300	590,909	577,142	595,238
	その他営業 収益	138,209	87,606	44,472	56,961	40,673	38,754
	営業外収益	2,313	2,635	4,136	2,737	2,400	2,400
	他会計 補助金(C)	100,000	100,000	100,000	150,000※2	100,000	85,000
	計(A)	763,747	752,719	727,908	800,607	720,215	721,392
収益的 支出	営業支出	365,675	373,712	386,662	455,463	432,624	475,806
	減価償却費 等	182,163	184,783	199,485	196,161	191,667	196,452
	支払利息	54,269	52,163	49,875	47,533	46,018	45,350
	その他営業 費用	1,231	855	570	802	1,266	1,076
	計(B)	603,338	611,513	636,592	699,959	671,575	718,684
利益 (A)-(B)	160,409	141,206	91,316	100,648	48,640	2,708	
補助金を 差し引いた額 [(A)-(C)]-(B)	60,409	41,206	△8,684	△49,352	△51,360	△82,292	

他会計からの補助金を差し引くと、赤字経営になってしまいます。

※1…決算額が確定していないため、予算額となっています。※2…東日本大震災により臨時の補助金が交付されています。

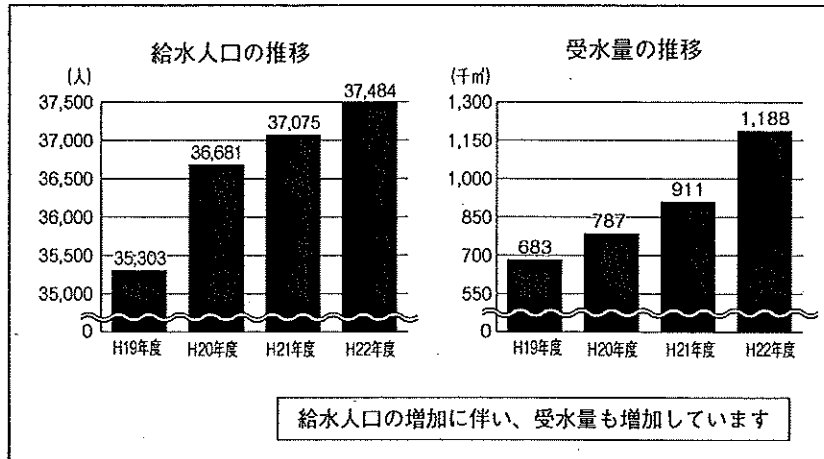
「利益(A)-(B)」から、水道事業は、一見黒字経営に思えます。しかしこれは、一般会計からの補助金(「他会計補助金(C)」)が収益内に含まれているため黒字となっているのです。

「補助金を差し引いた額」から分かるように、補助金を差し引くと、水道事業は平成21年度から赤字経営になっており、平成24年度は8,000万円以上の赤字が見込まれます。

水道事業は独立した会計であり、一般会計から補助を受けることは好ましいことではありません。そのため、一般会計に頼ることのないよう、早急に財源を確保し、経営基盤の強化を図る必要があります。



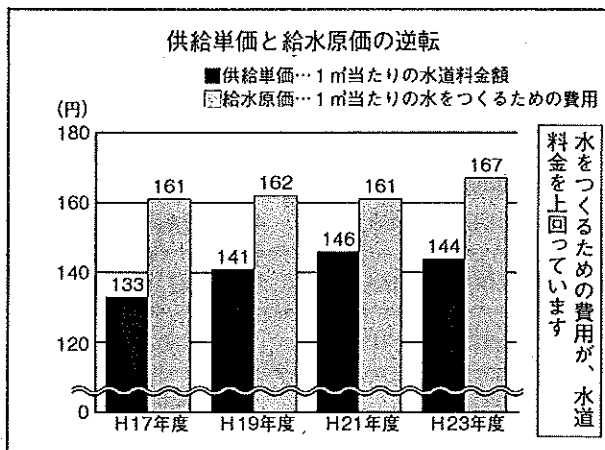
水道会計の支出は今後も増大していきます



水の供給量は、外宿浄水場で賄いきれず、不足分を「県中央広域水道」から購入することで、村内のほぼ全域へ水を供給することができています。

村の給水人口は年々増加しており、水の購入費用は今後も増大していくことが考えられます。

費用増大に対応しきれない水道会計…根底にある原因とは？



水道事業は、水道料金(収入)を基に、皆さんに提供する水をつくり、水に係る設備の維持管理や設備投資をしています。しかし、収入の要である水道料金は、供給単価と給水原価が逆転しています。平成19年度に料金改定を行いました、改定した料金体系はこの逆転を改善するまでには至らず、いまだその差は広がったままです。

このような逆転したままの料金体系では、水道事業を継続していくことは困難であり、経営は立ち行かなくなってしまう。

課題を解決するために必要なこと

これまでのシリーズを通して、村ではさまざまな取り組みをして安全な水を安定して供給していることをご紹介しました。今後も継続して、安定した水を供給していくためには、以下のような課題を解決していく必要があります。

▼課題

- ①増大する受水費用の確保 ②施設の更新・耐震化 ③配水管等の敷設替え・耐震化 ④一般会計に頼らない独立した経営の確立

→課題に共通するのは、多くの費用が掛かるということです。しかし、今回紹介したとおり、収入の要である水道料金は供給単価と給水原価が逆転し、財源を生み出すどころか、一般会計に頼らなければ赤字になってしまう状況です。

このような理由から…

安全な水を安定して供給するために、平成25年度を目安に、水道料金を改定することを検討しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ 水道課業務担当(☎282-1711 内線1152)

東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プランの概要

1 策定の趣旨

- ・3月11日の「東日本大震災」によって発生した甚大で深刻な被害に対応するために、今年度から26年度までの3か年の期間を目途として、復旧復興に向けた重点プロジェクトとして策定にあたりました。
- ・東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン（以下「推進プラン」という。）は、「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」の3本の柱から構成され、それらを総合的に推進・検討することを目的としています。
- ・策定にあたっては、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会連合会、地区自治会等の方々との意見交換会を行いながら、それぞれの立場からの意見集約に努めました。

2 推進プランの構成

第1 復興支援の強化

- 1) 村民に対する復興支援
- 2) 農商工業者に対する復興支援
- 3) 社会資本（生活基盤）整備による復興の推進

第2 災害に強いまちづくり

(1) 村民支援の強化

災害発生時の的確な情報提供、自主防災組織の育成、基幹避難所の指定と資機材の整備、避難所運営組織の確立、住民・地域・行政の連携、ボランティア活用の体制、外国人等への支援強化、給水体制の強化、災害時相互応援協定、医療関係者との連携強化、「自助」「共助」「公助」による役割分担

(2) 災害時要援護者支援の強化

地域における災害時要援護者への避難支援体制構築、福祉避難所の指定、福祉施設等との連携強化

(3) 防災インフラの強化

第3 生活スタイルの転換

- 1) 地域のつながりの再構築
- 2) 生活習慣の見直し
- 3) 環境にやさしい生活スタイルへの転換
- 4) 環境共生型の住まいづくりの促進

3 事業概要

